

総括と決定

(2015・2・23) 2016・8・6 幹事会決定

「活動総括」は、2015年2月23日の幹事会（東京・千代田区ひまわり館で開催）で全会一致、承認、決定した。前年12月7日の札幌集会「宮澤・レーン事件 秘密保護法廃止市民集会」を機に、「今後の運動の規範ともなる総括が必要」と提起、以来、全幹事によるメール交換等を活用しながら議論を深め、2015年2月22日（宮澤弘幸の命日）の東京・常圓寺（菩提寺）集会を念頭に事務局長の手元で取りまとめ、「中間総括」として報告した。以来、本会の「活動総括」として定着している。

結成以来の活動総括

|| 2015・2・23 幹事会決定 ||

一、活動実績と成果

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下「真相を広める会」）はこの2年間、持てる力を最大限發揮して活動してきました。それを踏まえて、今後の運動をどう進めていくのかを検討する必要があります。そのためには、これまでの活動を自ら検証し総括することが必要です。

「会則」第2条（目的）は「本会は、北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糾

し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」とあります。

要約すれば、「冤罪事件を糾す」「名誉回復を求める」「秘密法制阻止」の3つの目的を掲げていますので、これにそって、成果と課題、さらには展望について検証し、まとめることにします。

① 「冤罪事件を糾す」活動

この課題の核心は、「宮澤・レーン事件」の真相を究め、世に広く伝えることにあります。これは本会発足の核心中の核心課題であり、発足と同時に取り組みました。

本会には、「活動経過」（別稿）で詳述しているように、山野井孝有、山本玉樹の両代表をはじめ、長年、この課題に携わってきた有志が多く、また両代表が宮澤弘幸の遺族である秋間美江子さんと深く強い親交を持っていたことから真相解明に近づき得る環境にあり、加えて新聞社に携わった経験をもつ会員も少なくなく、最大限の取組みを可能にしました。

この結果、本件冤罪究明の先達である上田誠吉弁護士没後の空白を十分に埋め、新しい発見・発掘に基づく新しい理解を得ることも可能となり、その成果を世に発信しています。

本来なら、真相を究め尽くし、十分な検証を行い、過不足なく取りまとめた上で発信する、というのが手順かもしれませんが、本会取組みでは、これを同時に、あるいは前後しながら注意深く

進めたのが、もう一つの特徴と言えます。

それは、暴走する安倍政権の下で「秘密法制阻止」が現在進行形の課題となっていたこと、「名誉回復」の取組みが関係者の高齢化の下で待ったなしになっていったことから、当然の選択であり、難しい取組みではあったけれども、この面での要請にも十分応えることが出来ました。

この結果、形ある成果としては、

『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』（2013・2・22刊、3000部）

『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判』（2013・10・10刊、1000部）

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとった処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂』（2014・2・22刊、3000部）

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』（第1刷 2014・2・22刊、3000部。第2刷 2014・7・1刊、2000部）

花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014・9・5刊、初版1500部、うち広める会責任販売500部）

――となって結実しています。

中でも、花伝社刊は、先立つ4冊子の集大成であるだけでなく、上田誠吉弁護士らの著作をはじめとする先達の成果の精華部分を取り込み、判決文の全部を収録するなど、本件冤罪を糾す「決定版」として自負できる公刊となっています。これら刊行物はすべて国立国会図書館に収蔵されており、今後、同様運動に携わる人材、研究者にも十分資するものとなっています。

また、これら刊行物は、計11号に及んでいる『会報』を含め、

本会主催の集会をはじめ各種集会で本件冤罪の真相を知ってもらう重要資料としての役割を果たし、さらに広く連帯する諸団体・個人にも紹介されて「真相を広める会」活動の重要な一翼を担い続けております。（↓補注①）

② 「名誉回復を求める」活動

この課題は、北海道大学に対して、北大生・宮澤弘幸に対する大審院判決は冤罪であったとの認識を得させ、北大生としての名誉を回復させ、宮澤弘幸に代わる遺族に謝罪し、責任を明確にさせ、一連の事件の重みを風化させることのない措置を取らせることにあります。

これも、「活動経過」で経過を詳述していますが、北大は当初、2012年10月の秋間美江子さんのアルバム寄贈を受け入れて終わりにする方針だったと想定されます。ところが「真相を広める会」が結成され、北大の責任を問う「申入書」が突きつけられたことで再検討を開始しました。その結果見つかった退学願を秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明しましたが、この説明は、北大の責任回避の姿勢が色濃いものでした。

しかし、その中でも北大は「二度と戦争を起こさせない」「事件を風化させない」ことを確認、また引き続き2014年5月の交渉では、冤罪であったことを認め、「宮澤賞」創設を提起しました。

これらは、ばらばらの断片的な発言であり、きちんとした文脈での意思表示でもありません。しかし一連のやり取りの中の重要な言葉遣いであることは否めず、これらは本会の追及、取組みがあればこそその意思表示と受け止めることができます。

課題は、こうした北大の一連の対応を本会運動として、どう評価し、今後何をなすべきか、です。これは次の「未達成及び課題」

の項で検証することになりますが、「成果」及び「否定」材料として個別列挙しうる項は以下の通りです。

- ・「真相を広める会」の結成と運動によって、北大が対応を変えてきたことは事実です。2・26申入れの際は物置部屋での対応でしたが、6月交渉では正式会議室へ。6月交渉では拒否反応を示した写真撮影も一年後の交渉では承認しました。
- ・2001年の「北大の125年」で十数行の紹介をするまで、60年間無視してきた宮澤事件について、再調査して 秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明し、2014年5月の交渉では「宮澤賞」創設と関連資料の整理・公開、百五十年記念誌では正史に位置付ける等を約束しました。これは、北大が宮澤事件に正面から向き合うことを表明したとともに、遺族に対する誠意を示したと評価できると言えます。
- ・北大大学図書館は、宮澤事件に関する資料の整理を進め、2012年には上田弁護士遺族寄贈の宮澤・レーン事件関係資料の目録を制作しています。「真相を広める会」からの資料閲覧請求にも誠実に応えています。
- ・一方、遺族に対する謝罪と責任の明確化については、依然として踏み込んできていません。これを変えさせていくために何をすべきか、展望はあるのかについての分析・対策が必要です。
- ・秋間美江子さんは、昨年5月に離日する際、成田空港で山野井孝有代表に「天皇陛下が謝罪しないのに北大が謝罪するわけはないかも知れませんか」と語ったとのこと。この秋間さんの気持ちをどう受け止めるべきでしょうか。
- ・「心の会の碑」（仮称）建立への協力は、理由も示さず「応じることはできない」の一点張り回答にとどまっています。

――などが挙げられます。（↓補注②）

③ 「秘密保護法制阻止」の活動

暴走安倍政権が国会に上程した「特定秘密保護法」は、残念ながら2013年12月6日に可決成立し、一年後の2014年12月10日に施行となりました。これをもって本会が発足当初に掲げた「秘密保全法の立法策動を阻止する」目的は達成されずに閉ざされたこととなります。

しかし、この課題はいまなお現在進行形です。連帯する諸団体・個人が「適用させない運動」「法を廃棄させる運動」として継続しています。

本会は、これら運動に発足以来取り組んできています。そして本会が一貫して訴えてきた「秘密保護法は軍機保護法の再来である。その具体例として『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を知ってほしい」は広く浸透し、今後とも、運動の大きな意義として存在するであろうこと間違いありません。

具体的な活動は数多くありますが、中でも、名古屋に拠点をおく「秘密法反対全国ネットワーク」に参加したことによって、国内はもろろん国連レベルでの動きまで瞬時に得られるようになり、逆に、本会の訴えがより深く広く広がるチャンネルとなつていきます。4種類のパンフレットと花伝社刊『引き裂かれた青春』が果たしている役割は既に触れたところです。

また本会活動を通し、マスコミとの接触で生まれた成果も小さくありません。今回、NHKが制作した『兄はスパイじゃない――北大生の妹73年の苦闘』は1993年制作のビデオ『レーン・宮澤事件―もうひとつの12月8日』に匹敵する内容を含んでいます。さらに朝日、毎日、北海道、東京、共同通信等の若い記者たちが、

「秘密保護法制阻止」ならびに「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の発掘と報道にあたった努力も評価されるべきです。

④「三大目的に次ぐ」活動

(イ)「心の会の碑」(仮称) 建立運動

建碑運動は2013・12・7幹事会(札幌)で「記念碑建設運動」として提起されました。冤罪事件を闘い抜いた宮澤弘幸らの顕彰については、北大への「申入書」でも提起していましたが、この枠組みを超えるより広範な顕彰碑をより広範な呼びかけによって実現しようというものです。

ここから、在札幌幹事を中心に具体化が進められ、二人の元北大総長ら六人を呼びかけ人として立てることで実を結び、幹事会決定を経て、2014・2・22常圓寺集会アピールで『心の会』の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑『心の会の碑』(仮称)の建立を期し、広く賛同を求める」と明記し、公に一步を踏み出しました。

さらに、建立予定地としては、「心の会」の主な活躍舞台であった北大構内・外国人教師官舎跡がベストであると想定し、2014・5・7北大交渉の席で、建碑敷地無償提供の協力を要請しました。「心の会」は、国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしたいとの仲間であり、かつ札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていましたから、現北大とも十分に意義を共有できると判断したことによります。

同時に、六人の呼びかけ人の名で広く「賛同者」を募ったところ、2014年12月末現在で409人もの多くの人が賛同しています。この中には札幌市長や北大名誉教授をはじめ社会的に知ら

れた人から、一般市民、もちろん北大OB、全国にまたがる広範な賛同者が含まれています。

このような運動としては、時機を得た有意な運動となつて裏付けられたと言つていいでしょう。ところが北大当局は、本会の申入れに対し、なしのつぶてを重ねたあげく、同年10月30日付山口佳三総長名で理由も示すことなく『心の会の碑』(仮称)の建立にかかる要請につきましては、応じることが出来ませんので、ご了承願います」との文書を送付してきました。

これに対しては到底納得できないとして、11月10日付文書で再回答を要請し、以後も電話による問い合わせを含め、誠意ある回答と話し合いの場を設けるよう再三申し入れていますが、何の対応も得られない状況となっています。(↓補注③)

(ロ)北星学園大学「マケルナ会」活動支援

2014年10月6日、池澤夏樹(作家)伊藤誠一(元日弁連副会長)内田樹(神戸女学院大学名誉教授)氏らが呼びかけて、「北星学園大学を応援しよう 負けるな北星の会(略称マケルナ会)」が結成され、以下のように行動を呼び掛けています。

北海道札幌市の北星学園大学に「非常勤講師の植村隆をやめさせなければ爆破する。学生を痛い目に遭わせる」という脅迫状が複数届き、電話やメールの攻撃も続いています。元朝日新聞記者の植村さんは1991年、韓国の元日本軍慰安婦のつらい体験の告白を記事にし、一部から批判されています。議論は言論の自由ですが、脅迫や業務妨害は犯罪です。植村さんの高校生の長女は氏名、写真をネットでさらされ「自殺に追い込む」と脅かされています。長男の高校の同窓生は人違いされ、ネット

に写真と実名入りで「売国奴のガキ」「自殺しろ」と書かれまし
た。ひどい人権侵害です。

植村さんの講座は留学生対象の「国際交流」で、慰安婦問題
ではありません。学生が何を学ぶか、大学が誰を講師にし、何
を教えるかは、学問の自由、大学の自治です。神戸と大阪の二
つの大学でも同様の問題が起きました。これは自由と民主主義
に対するテロです。

北星学園大学を応援するため、思想信条、立場を越え、「自由
と民主主義を守る」というこの一点で協力し、共に行動しまし
よう。

植村隆・元記者は、朝日新聞在籍当時、宮澤・レーン・スパイ
冤罪事件を積極的に報道した一人です。また北星学園大学は、田
村信一学長はじめ、岩本一郎、小野有五、佐々木隆生の各教授、
大友浩・元北星学園大学学長ら多くの方々が「心の会の碑」(仮称)
建立の「賛同人」に名を連ねておられます。

このような連帯の意と共に、同会「呼びかけ」にもあるように、
「自由と民主主義を守る」という一点において本会運動と一致共
有されることから、共に支援連帯の実をあげております。

(↓補注④)

(ハ) 宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求

この課題は、本来なら本会運動目的の第一に据えられるべき課
題です。宮澤判決については、実妹である秋間美江子さんが健在
で、請求要件を満たしています。

しかし、卑劣な国家権力の手によって「証拠」となりうる捜査
資料をはじめ重要「証拠」のほとんどが破棄されており、現行法
制上ほとんど不可能となっています。

この中で、会員の一人から法律上の書式に則った再審請求の提
起があり、2014年11月7日付事務局長発メールによって全幹
事会メンバー宛に「宮澤弘幸不当判決に対する再審請求について」
の提起を行いました。幹事からは賛否両論の意見が出され、また
弁護士である会員らの見解も照らし、慎重に事前精査につとめま
した。

再審請求は、国家権力によって引き起こされた宮澤冤罪事件を、
国家権力によって間違いであったことを認めさせることであり、
冤罪事件勝利の核心となる運動です。従って、その可能性が一分
でもあるならば、「真相を広める会」としても追求すべき課題であ
ることは当然です。

しかしながら、今回一件では、法的可能性、運動の構築につい
てより精査する必要があると判断されるので、本会としては結論
を急ぐことなく当面留保すべきであると決めています。

(↓補注⑤)

二、未達成と課題

① 「冤罪事件を糺す」活動

冤罪を糺し、真相を広める活動は、四つの冊子と花伝社刊の公
刊で大きな一段落ですが、全て果たせたわけではありません。信
頼できる記録は極めて少なく、多くは「伝聞」によっており、「伝
聞」には真実が込められている半面、往々思い違いや思い込みと
も紙一重で、精査しきれない危うさを伴っているからです。今後
とも新事実の発掘と同時に、既にある「事実」の精査・見直しも
大事な課題となります。

レーン夫妻は生涯通じて「事件」に寡黙であり、宮澤弘幸にし
ても「足取りと意識」の面で、なお不確かな部分が残されていま

す。

さらに、再審請求も未達成課題です。本会は、重要証拠のほとんど全てが国家権力の手で破棄されたという状況の中で、なお歴史的事実として真相に迫るという認識から、あえて裁判上の再審請求を主要目的としては掲げていません。

しかし、法律上の冤罪証拠の発見を最初から諦めたわけではなく、捜査・公判記録を含め、重要資料が思わぬところに埋もれている可能性は否定できません。現に、宮澤弘幸の最後の肉声記録と思われる記録がマライーニの膨大な著作の中の一ページに埋もれていたのを見つけ出すに至っています。これは宮澤弘幸の足取りと意識にかかる発掘で、冤罪証拠に直接つながる発見ではありませんが、取組みの姿勢としては共通していると考えます。

もちろん、再審となれば、本会だけで取り組める課題ではありません。これは人的にも資金的にも本会の力量・体力を大きく超える全国レベルの弁護士・支援組織をたてての運動が求められます。したがって「未達成」を掘り起こせば限りなく深く広くなりますが、本会としては、このような視点をも踏まえて、今後とも不断に耳目を立て続けることが課題であり役割と考えます。

(↓補注⑥)

②「名誉回復を求める」活動

宮澤・レーン事件を冤罪と認識し、「二度と戦争を起こさせない」との共通意識のもとで、「事件を風化させない」と明言し、「宮澤賞」創設を含む学内顕彰事業を約束するならば、当然その先には過去現在に至る不明・責任を明らかにして謝罪する、これが常識であり、論理的な帰結にはなりません。

ところが、北大は、この最後の二文字「謝罪」だけは頑として口にしません。さらに昨年(2014年)5月以降は「門」も固

く閉ざしています。本会の「申入書」から「宮澤賞」創設に至る北大の一連の言動・姿勢についてはさまざまな評価がありますが、こと「謝罪」の二文字については未達成です。

したがって、今後一番の課題は、北大の「謝罪」になります。もちろん、北大は本会の「申入書」について、条条にそった回答は一度もしていません。この観点からは未達成は一つ二つでありませんが、一連の流れからは「謝罪」に絞られると考えます。「謝罪」の意を明らかにすれば、ばらばらに現れた一連の言動の行間も繋がってくるからです。

なぜ、謝罪を拒むのか。「謝罪」の中身にどんな意味を込めているのか。これも明らかにしていません。手がかりも示していません。これが明らかになれば、達成に向けた糸口も見えてきますが、北大の姿勢は、昨年の5月以降、いよいよ頑なになるばかりで、これが現状です。

半面、非を追及し崩す取組みが限界にあることも冷静に見極める段階にあると思います。追及すれば追及するほど頑なになるという悪循環のきらいがあり、追及しようにも追及の場さえ持ち得ない状況が既に一年に及ぼうとしています。

これは結果として建碑運動にも影響を及ぼしています。もともと「心の会の碑」(仮称)建碑運動は本会活動の枠を超えた、より広範な運動として提起し、多くの賛同も得ているもので、「謝罪」追及とは別建てなのですが、北大からは絡めてとらえられていると思われまます。

これは本会運動としても矛盾を抱えることになります。結果として、右手で追及し左手で握手を求めるといふ関係になっており、課題解決にとって望ましい形とはなっていないからです。現状が手詰まりであることをしっかりと認識して、今後の取組みを考える

段階にあり、これが課題となります。

③「秘密保護法制阻止」の活動

この活動は現在進行形であり、今日までの実績がすべて成果、明日からの課題がすべて未達成ということになります。

「知る」ということ、「忘れない」ということ、「諦めない」ということ、したがって、「伝える」ということが如何に大事か、この取組みで篤く学んだことです。国会前の連続集会は、あらゆる媒体や機縁を通じての口コミが原動力になっています。出来ることに出来ることをする、この不断の意識が現在進行形を支える大事な力になっており、これは「心の会」が育んだ「自主独立の自修心」とも重なります。

運動は不断に繋がりながらも新たな段階に入っています。既に施行阻止までの短期集中的な取組みとは違う段階に入っています。この全体の流れの中で、本会として何をどう担うか。中長期的な先を見据えた議論を固めながら、当面する状況・課題に取り組んでいくこととなります。(↓補注⑦)

三、運動の体力と展望

本会は、冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんの思いを知り、この思いに一貫して寄り添い支援してきた山野井孝有さん、そして山本玉樹さんの思いに強く共鳴する中で発足しました。誰もが自ら手を挙げての参加であり、互いに互いの意見信条を尊重して侵さず、活動のほとんどを自らの手弁当でこなし、運動の凸凹も他人のせいに行きたくなく自らの責めで乗り越えてきています。

これは、ほとんど「心の会」そのものと言っていいでしよう。両代表の頭文字をもじって、「ワイワイコンビのもと、出来る人が出来ることを出来るときに楽しくやろう」を合言葉にして、この集積が、いまに至る数々の成果を積んできました。

もちろん、故・上田誠吉弁護士はじめ、多くの先達が1980年代から遺した集積が基盤となったこと、忘れません。運動には波があり、大きく寄せては引き、引くことによって次の波を引き起こす、時空を超えた連帯を強く実感させられます。

1980年代の運動を知る秋間美江子さんが健在で、今回も自ら運動の先頭に立たれたことも感銘です。さらに言えば、秋間美江子さんを決意させた夫・秋間浩さんの存在も忘れてはなりません。経過に即して言えば、運動の発点は、1986年11月9日付で上田誠吉弁護士宛てに投函された秋間浩さんの一通の手紙からだったともいえます。

秋間美江子さんは当時、「私は昔の出来事を、本当にコンクリートで固めたように密閉してしまつたのです。……ぐらぐらした気持ちになつていたときに、浩さんが大きな支えになつてくれて、……だから本当に支えになつたのは浩さんで、もし私が一人でここにいたら、いえそれは昔の事ですから放つておいてくださいと言つたと思うんです」(ビデオ「レーン・宮澤事件」もう一つの12月8日)と感慨込め語っています。

本会発足以来の経過は、ここの二、三年の秘密保護法制をめぐる激動と、その中で本会の果たした分担の重さが改めて実感されます。いま三大課題の一つ、北大を対象とした「謝罪」追及をめぐる手詰まりも、この流れの中で見直すことが大事です。

運動は、動いているときは当面の取組みに集中して共有できませんが、停滞するときは考え方や思いの差が自ずと表に出てきます。こ

れは避けるべきではなく、きちんと議論することで共有点を見つけて出し、次の取組みにつなげるべきと思います。

「謝罪」追及にしても「きちんと頭を下げるまで追及すべきだ」から「謝罪の言葉はないが、実質、謝罪に近いと読める」まであり、また頑なな原因究明でも「押せば覆せる」「話せば理解される」から「原因は文科省権力にあり、国家権力の転換、あるいは北大自身の大学改革が起きない限り無理だ」という見方まであります。

したがって取組み目的でも「非をとことん追及し、大学改革が必要なら改革させて姿勢を変えさせるまで追及の手を緩めない」から「目的は名誉回復であり、その実が得られれば北大の姿勢は問わない。まして北大に大学改革を求めるのは、本会の運動とは次元が違う」まであります。

この落差はきついものがありますが、率直に、忌憚なく議論すれば共通部分を確認して共有することは可能と考えます。運動にあつては、一致部分を以て方針とし、不一致部分は互いに尊重し合つて納めるのが原則だからです。

同時に組織の実態もきちんと見直しておくことが大事です。本会は入退会自由であり、2015・1・1現在324人です。うち2014年10月以降の入会は11人であり、当面ほとんど増えるという状況にはありません。

また、退会・死亡者が3人出たほか、「会報等送付不要」としている方が4人いるなど、すべての会員が関心を持ち続け、行動に参加していただく状況にないことも事実です。これも運動が動いているときは増えるが、ある程度「目的」が達成されて一服感があれば入会動機も静まる道理でしょう。

本会の場合、新入会者が減るといふことは、そのまま会財政にも直接影響します。一般収入は入会金のみであり、あとはカンパ

に頼るほかありません。したがって従来から出費は極力切り詰め、手弁当を通例とし、また事務局寄留先である千代田区労協の施設・便宜をはじめ、会員個々の友誼・便宜先をフルに活用することでしのいできています。

このような本来、短期・急場の体制を正常にするには、会則を改正して年会費を創設するなど対応が必要ですが、これも現実には難しい状況にあると言わざるをえません。

加えて会員の意識の動向にも微妙な差異が窺われます。建碑の提起にあたっては、六人の呼びかけ人を立て、その名で改めて会員にも呼びかけましたが、「賛同者」となって応じたのは、173人に止まっています。

全会員宛に賛同呼びかけを送り、「会報」で賛同者氏名と意見を知らせても、賛同した会員は全会員の53%です。会員中には「碑まで建てることはない」あるいは「建てない」と考える人が相当数いるということ、これは無視できません。

今後の活動展開にあたっては、以上の当面の課題と同時に、本会自体をどう位置づけるかを検討しておく必要があります。具体的には、80歳を超えた両代表はじめ高齢者集団が年々さらに高齢化集団となっていくからです。このまま長期に運動を継続・発展させることが運動体力において可能かどうかです。

といって「真相を広める会」の名称・組織のまま一気に代表・幹事を新しい世代に交代していくのは短絡であり、現実的ではありません。なぜなら本会は、この項冒頭で述べたように秋間美江子さんと、山野井、山本両代表という文字通り真相を知り、伝えるキーマンがあつての「真相を広める会」だからです。

これは胸の内の大きな課題であり、タブーにしきれものではないと思います。この意味において、本会が一定の総括をしよう

段階に達したとき、一定の区切りをつけて、次に起こるのであるう運動の波に引き継ぐ。そういう展開も視野に入れておくことが大事だと思います。手詰まりを前に、覚悟を新たにしておくことが大で付言しました。継続は力ですが、逆に、波から波へ伝えることで運動を強くした歴史例も少なくありません。有意に幕を引くことは、前を向いての決断になります。

本会は「戦争への道を許してはならない。そのため『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を糺し、広める」との一点で一致して活動をスタートさせました。この初心に立ち返って当面の課題を克服し、先の展開を見据えることが求められます。

◇補注◇

補注①【会報等の発行】

会報は、第14号(2015・12・20付)まで発行し、2015年12・5幹事会決定(本「別冊」14ページ参照)で停刊。しかし必要不可欠な情報の伝達を確保するために、不定期・限定的ながら、可能な手段として事務局の責任において『会報号外』を発刊。2016年7月までに号外①(2016・3・30付)、号外②(2016・5・8付)、号外③(2016・6・7付)、号外④(2016・6・25付)、号外⑤(2016・8・6付)、号外⑥(2016・8・15付)を制作・発行している。

冊子(パンフレット)類は、既刊『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のつた処置と責任』(2014・2・22付)の続編として、5冊目の冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』(2015・12・8付)≡本会ホームページで公開)を制作・発行。

このほか手軽に配布できる単発リーフレットとして、北大新入生向けに『北大生の皆さんへ』(2015・3・31付)、広く一般対象に『二度と許すまじ! 秘密保護法・戦争法は廃止せよ!』(2016・4・6付)を制作・発行している。

補注②【名誉回復を求める活動】

宮澤賞関連、および「心の会の碑」(仮称)建立に関する本「総括」後の経過は、冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』に全貌を記録。

補注③【「心の会の碑」(仮称)建立運動】

2015の2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建定期成会を立ち上げる」と決定。これに基づく手だてを尽くしたが、条件整うに至らず、2015・12・5幹事会では建定期成会の立ち上げを断念し、建碑賛同署名運動も中断、今後の推移を見守ることに決定した。(本「別冊」14ページに決定全文を収録)

この間、賛同者署名は2016年1月12日現在で1159人に達し、同日北大への要請書(建立敷地の提供再度要請)にも添付している。建立運動一連の経過は、冊子『北大に求めた処置と責任』(2015年12・8刊)に過不足なく記録・検証されている。賛同署名と共に寄せられた「意見」は本「別冊」にその一部を収録(28ページ参照)

補注④【北星学園大学「マケルナ会」活動支援】

植村隆さんの身分は、北星学園大学と本人との話し合いで、2

016年度の講師契約は結ばず、同大学と提携する韓国の大学で客員教授に就任することになり、2016年3月、赴任した。

植村さんは、「捏造」と断定して報道した櫻井よしこと出版社に対して謝罪と損害賠償を求めて札幌と東京で提訴。4月22日、札幌で初公判が開かれた。以降、札幌と東京で引き続き裁判傍聴をはじめ支援を継続している。

補注⑤【宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求】

再審問題については、本「別冊」の「1943年5月27日を忘れない」の項で、事務局取りまとめの論考を収録（20ページ参照）

補注⑥【冤罪事件を糺す活動】

真相が未だ究明され尽くしていない一斉検挙時の状況については、本「別冊」の「1941年12月8日のこと」の項に事務局取りまとめの論考を収録（19ページ参照）

補注⑦【秘密保護法制阻止の活動】

秘密保護法阻止の活動は、そのまま戦争法阻止の活動と一体となって取り組まれ、その経緯は本「別冊」の「活動経過」の項に追加収録（47ページ参照）

*以上、「総括と決定」（「決定」は95～98頁）は本会の歴史的
文書となるので、原文どおり収録した。したがって、参照ペ
ージの数字も原典中のもので、本編ページとは一致しない。
また、本稿中「活動経過」（別項）Ⅱ85頁Ⅱは、本編「活動
経過」（131頁）をもって代える。本編は、本項原典を基
に補強、再編、追加している。

補注①については、会報停刊後、「事務局たより」を発行、2016年8月6日以降、2018年1月22日まで19号を発行している。

補注②、③については本編当該項（99～129頁）で収録している。

補注④については、マケルナ会が2016年10月31日に「北星学園大学と市民をつなぎ、民主主義を根元のところで支える貴重な実践だった」と総括して解散した。しかし東京と札幌で起こした裁判の支援は継続し、本会からも傍聴・集会活動に連帯している。

補注⑤、⑥については、引き続き集会・行動日活動に、会の「のぼり」を立てて連帯し、その模様はそのつど「事務局たより」に記録し、報告している。

総括後の取組みと決定

2・23 「活動総括」は、発足以来2〜3年間の活動を総括すると同時に、活動の先行きについても自己検証し、「運動の体力と展望」を取りまとめている。以来、本「総括」を踏まえ、不断の活動を重ねるとともに、その延長線上で、手弁当方式を活動方針とする2015・12・5幹事会決定、さらには、この決定をより実態に即して運用する活動体制を2016・7・22〜8・6持回り幹事会の合意によって決めている。冤罪事件の真相をさらに広く浸透させることによって秘密保護法・戦争法の廃棄につなぐ運動を息長く継続する決意を新たにしたものであり、身の丈にあった形で今後とも活動を存続する確固とした決定である。

《活動方針》

「真相を広める会」の旗を高く掲げ

秘密保護法、戦争法廃止へ手弁当で継続

|| 2015・12・5幹事会決定 ||

1、活動継続の具体的な方針

1、安倍暴走政権を打倒し、秘密保護法、戦争法を廃止させるためには、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広範に広め

ていくことが不可欠な課題である。従って、困難はあっても2・23総括を踏まえて、「真相を広める会」は毅然として存続させる。存続することに意義がある。

2、幹事・会員個々の体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」に手弁当で取り組むことを基本とする。

3、これまで継続してきた活動については、以下の方針で取り組む。

① 幹事会開催、「会報」発行等の組織的活動は中断する。

② 12・8札幌、2・22東京での集会は、その都度、支援団体等呼びかけ実行委員会を立ち上げて取り組む。

③ 秘密法反対全国ネットワークとの連携は継続する。

④ ホームページは必要に応じて事務局で更新していく。

⑤ 幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する。事務局はそれを記録し必要に応じて幹事間に連絡する。

2、「心の会」(仮称) 建立について

2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建立期成会を立ち上げる」ことを決定した。以後、在札幌の幹事が中心になって取り組んだ建碑賛同署名は1000人を超えた。これは意義あることだが、これをもってしても北大の姿勢を変えさせるには至らず、碑建立の敷地提供に協力する回答を得られていない。

以上の現状を踏まえるならば、建立期成会の立ち上げは困難と判断せざるを得ず、これを断念する。よって6氏呼びかけ人に対しては碑建立の条件が整わないこと、建碑賛同署名運動を中断することを報告し了承を求める。賛同者へは何らかの形で報告する。

1000人を超える賛同署名と付記された意見については、最

善最適の方法で北大総長宛に届け、建碑実現へ高まる熱意を伝える。

また、今後本会の目的と重なる新たな動きが起きた場合には、本会の成果を引き継ぐこともありうる。

3、その他

2・23幹事会決定の「活動総括」「活動経過」については、その後を補足。同総括が提起している12・8の真相究明や再審問題については究明の一助となる論考を取りまとめ、建碑に対する賛同者の意見、花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』の索引作成と合せ、『会報』別冊として発行し、本会ホームページに掲載する。取りまとめ・取扱いは事務局長に一任する。

*2015・12・5現在の会員数324人。同年12月末時の会計収支残高(推計)は、146、786円

《今後の活動体制》

全員が一会員に戻り

運動の存続を原点から確かなものに

Ⅱ2016・8・6幹事会合意による決定Ⅱ

本決定は、事務局長提案(2016年7月22日付)を基に、郵送による持回り幹事会において原案通り合意確定した。提案送付時点の幹事会総数11。同意7、不同意2、未着2。未着は棄権と

みなし同意多数による合意をもって8月6日付で決定とした。

事務局長提案(幹事会決定)

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」今後の活動体制について

① 「真相を広める会」事務局は、昨年12月の幹事会決定に基づき、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相をさらに広め、安倍暴走政権ストップの闘いに貢献することを目指して、事務局が中心になって手弁当で活動を継続してきた。

しかし7月参院選結果等を踏まえ、今後とも引き続き宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動を続けるには、昨年12月の幹事会決定に基づき、より実態に沿った無理のない形でゆるぎなく継続していくことが大事であり、それに見合った体制に組み替えていく必要がある。

② 組織活動を停止して以降、事務局が中心になって会則目的の実務を推進してきた実績を踏まえて、会則の組織体制に関する第7条、第8条を停止し、幹事会はいったん解散する。ただし、「真相を広める会」は存続させ、手弁当活動と対外的な窓口として事務局を継続する。

何故なら、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を宣伝し、関心を持つ人々への窓口として、情報発信、パンフレット・花伝社刊の在庫管理と販売活動が必要である。

同時に、秘密法反対ネットワーク等との連携・情報交換、ホームページの更新など実務は継続する必要がある。さらには将来の

再興に備えて情報を整理・備蓄しておくことも大事だからだ。

③ 「事務局」は引き続き千代田区労協に置かせてもらう。組織体制停止に伴い、事務局長、次長は廃止し、連帯して責任を負う同列の事務局要員を置き、「真相を広める会」の旗を掲げての活動、会報号外の発行、HP更新など、「会則」の精神に基づいた活動を手弁当で継続する。代表、幹事は置かない。事務局要員は、福島、根岸、水久保とし、事務処理・連絡等は福島が担当するが、幹事各位から希望があれば、一律に同列事務局員として参加していただく。また短期的に随時参加していただくのも歓迎する。

なお、活動内容は、定期的にまとめて元代表・元幹事に報告する。これ以降の「真相を広める会」としての活動に関する責任は、すべて事務局員が連帯して負う。

④ 1月24日に札幌で結成された「宮澤・レーン事件を考える会」が、「真相を広める会」の成果を発展させて活動することは歓迎し、評価することは既に表明し、事務局長としては若干のカンパもした。北大OBを中心に、札幌の地で、大いに活動を展開していただきたい。「真相を広める会」として、個々の会員が可能な限りの支援を惜しまないものと予感している。

ただし、「真相を広める会の成果を継承し」と謳っている以上、本会との関わりでは正確・妥当であってほしい。本会を引き合いに出すときは、会報、パンフ、花伝社刊など成文化された文物に限り、出典を明示して正確に引用するよう、2016年2月8日付事務局長から代表幹事宛の祝辞の中で要請した。

当面する12・8札幌集会は、昨年12月の幹事会決定に基づき実行委員会方式による開催を呼びかけるが、在札幌会員の意向を最大尊重する。「考える会」から具体的な申し入れがあれば、実行委員会の中で検討されることになる。

⑤ 以上を事務局長提案とし、幹事会メンバーの同意を求める。その上で、この方針も含めた「会報別冊」をまとめる。内容は昨年12月幹事会で確認された以下の項目(会報を追加)とする。取りまとめ・取り扱いは事務局長に一任されている。全文をホームページで公開するとともに、「真相を広める会」の活動を歴史文書として残すために、最低必要部数を製本して、幹事メンバー並びに北大大学図書館等に送付する。

「会報別冊」掲載項目は以下の通り。①活動総括・活動報告(本方針を含む最新版)②12・8真相糾明にあたっての方向性③再審問題④建碑賛同者意見⑤活動経過⑥報道目録、巻末⑦花伝社刊「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」索引

事務局長提起 (2016・7・22付)

去る参院選、一見、安倍暴走政権を迫認する結果となりました。しかしながら、北海道、秋田を除く東北、長野、山梨、三重、そして沖縄の地方区で、野党統一候補が勝利したことは、大きな自信となります。

安倍政権がごり押しするTPP、沖縄米軍基地の辺野古移設など、極めて具体的な暴挙に対しては明確な抵抗・反対の意思を集められるということですが、

結果が出た時、一瞬がっかりしましたが、「負けてたまるか!」です。

参院選では、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める宣伝活動で、安倍政権打倒の闘いに貢献することを目指して、取り組んできましたが、終わった今、「真相を広める会」の今後の活動体制について、虚心に見直すまたとない機会だと考えました。

申し上げるまでもなく、戦後も長く「スパイの家族」の汚名を着せられ、苦闘を続けてこられた秋間美江子さん、そして30余年にわたって宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」告発を続けて来られた山野井孝有、山本玉樹両代表に共感して結成した「真相を広める会」の3年余にわたる活動は、秘密保護法反対から戦争法反対闘争の中で、スパイ冤罪事件のもつ残酷さを訴えることが予期以上にできたと考えます。

闘いと運動の評価は、自らが自己満足で行うものではありませんが、80歳を超えた、秋間さん、山本さん、山野井さん先頭にされた皆さんが、告発資料を編集・発行し、行動し、訴えてきた活動は、誇り得ることであつたと、これは確認したいと思います。

去る6月30日、山本玉樹代表が、87歳を迎えられました。そこで、「真相を広める会」3年余の活動をまとめた「活動記録」を作成し、誕生日記念として贈らせていただきました。そして仕上げてみて、この「活動記録」は、幹事会のみなさんと共有すべきであると考え、コピーを同封させていただくことにしました。幹事会のみなさまの努力を共に讃えるプレゼントとしてご笑納ください。

さて「真相を広める会」の今後の活動体制です。昨年（2015年）12月幹事会以降の経過を踏まえるならば、その実態を虚心に受け止めるべき時と痛感しました。幹事会決定では、「幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する」となっていますが、結果として事務局員以外からの報告はほとんどありませんでした。

思いはあっても、個々の事情から動くには至らない。半面、そのギャップから心理的な、あるいは建前の上からの自責の念で精神的な負担が重くなっている。そんなふうに思われてなりません。

そこで「幹事会の開催、組織的活動の中断」という幹事会決定をさらに一步、より実態に合わせて進め、いったん幹事会を解散するのがよいと考えます。共に建前上の負担を外し、全員が一会員に戻ることで、会の存続をより確かなものにするということです。

一見、後ろ向きに思えるかもしれませんが、2・23幹事会決定の「活動総括」を踏まえ、12・5幹事会の決定に基づくならば、無理のない身の丈にあつた自然体で最善の選択だと確信しています。

存分にご検討いただき、同封のハガキにて、7月31日までに、ご同意の返事を賜りたく、よろしくお願いいたします。

◇補注◇

「宮澤・レーン事件を考える会」

本会へは、2016年2月5日付で「発足のご連絡とお願ひ」が、「宮澤・レーン事件を考える会 代表幹事 唐渡興宣 山本玉樹 相馬述之」名で届いている。札幌に事務局を置き、2016年1月24日発足とあり、添付された会則によると、「会の目的」の中に「(本会の) 活動の成果と課題を継承し」とある。

事件発生の札幌の地で北大OBをはじめ、関係者が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に関して、新たな組織を結成したことは、戦争法を強行成立させ、今また憲法改悪を狙う安倍政権に立ち向かう運動発展と、宮澤弘幸を守ることができなかった北大の責任追及と、建碑敷地提供を求める運動のために、大いに歓迎すべきことであり、事務局長名で祝意を届けている。また事務局長個人でカンパも届けている。